

福 指 第 178 号  
住 づ 第 119 号  
平成27年 7 月13日

サービス付き高齢者向け住宅 登録事業者 様  
(静岡市、浜松市所在のサービス付き高齢者住宅を除く)

静岡県 健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長  
くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課長

### 有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正について

日ごろ、サービス付き高齢者向け住宅の適正な運営については御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知。以下「標準指導指針」という。）」が一部改正されました。

については、平成27年7月1日から、サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するものにあつては、従来の高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録基準に加え、標準指導指針が適用されることとなります。

改正の趣旨を御理解いただき、標準指導指針に沿った運営をお願いします。

なお、沼津市内及び富士市内の事業所については、有料老人ホームの所管が当該各市となりますので、有料老人ホーム設置運営指導指針については、各市の指針の確認をお願いします。

### 記

#### 1 主な改正内容

##### (1) サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

サービス付き高齢者向け住宅のうち、老人福祉法の規定において有料老人ホームに該当するものを標準指導指針の対象に追加。

##### (2) 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を明確化。

#### 【参考】

有料老人ホームとは

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項において、有料老人ホームとは、①老人を入居させ、②当該老人に対して、「入浴、排せつ又は食事の介助」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する施設として定義されています。

#### 2 適用日 平成27年7月1日

#### 3 依頼事項

(1) 有料老人ホームに該当する住宅については、以下により利用者への説明資料を作成してください。

